

## 棚橋源太郎の郷土博物館論の現代的意義

### －地域博物館論の基盤としての位置づけ－

生島 美和\*

はじめに

#### (1) 問題の所在

戦後、博物館や学芸員の量的拡大、文化財の保護や展示法が主要課題であった博物館の研究および実践のなか、伊藤寿朗(1947-1991)は1970年代以降に地域社会や市民の学習活動に注目した博物館の理論的な研究を行った。伊藤は日本の博物館の歴史的・社会的背景を考察し、また法制度や活動実践に触れながら、市民の学習活動の場とする博物館論として、「地域博物館論<sup>1)</sup>」を提唱している。伊藤の地域博物館論は、博物館の利用者に主体を置いて事業論や運営論を展開したことにより、主に公立博物館の実践に今日までも影響を与えてきている。

しかし1990年以降、博物館に関する研究は多くが実践報告や事例研究であり、伊藤の地域博物館論を継承し発展・深化させる理論的研究は見られない。一方で今日の博物館活動の実態は、博物館を事業主体者として市民の学習活動の促進を謳った伊藤の地域博物館論から新たな展開を見せている。すなわち、市民活動の醸成や生涯学習への関心から、伊藤のいう学習活動を内包しつつ、市民が博物館と協働してより創造的・主体的な研究活動、専門的な調査研究活動を行ってきていると捉えられる。そして今日の博物館はそれらを促す仕掛けを模索しているのではないだろうか<sup>2)</sup>。

このような地域社会や市民の研究活動と結びつく博物館活動を反映した新たな理論構築の糸口として、本稿では戦前に同様の主張をした棚橋源太郎の博物館論に注目する。棚橋源太郎の博物館論には、国立専門博物館論と郷土博物館論の2

---

\* 筑波大学大学院博士課程人間総合科学研究科教育学専攻・大学院生

系統があると考え。国立専門博物館論は、歴史や美術、科学を対象とする大規模な専門博物館では、専門的な知識や技能を修得することができ、日本の各専門分野の中心的な教育機関となることを目指すというものである。一方の郷土博物館論は、道府県・市町村レベルにおいて地方の特色のある資料を備えた総合博物館を構想している。本稿は、地域博物館論の端緒を明らかにすることを目指しているので、この後者の郷土博物館論を考察することを目的とする。これはつまり、地域社会と博物館を結びつける博物館理論史の中に棚橋の郷土博物館論を位置づけるとともに、郷土博物館論の現代的意義を明らかにすることである。

## (2) 棚橋源太郎の郷土博物館論の研究動向

1926年に1年間のヨーロッパ留学<sup>3)</sup>から帰国した棚橋源太郎(以下、棚橋と略す)は、多種の教育関係雑誌において郷土博物館論を展開し、また刀江書院から『郷土博物館<sup>4)</sup>』を刊行した。おりしも日本では郷土教育運動の隆盛が見られる時期であり、「郷土」、「教育」をキーワードとした潮流に乗じていると考えられる。そうした共通点を背景として、1930年前後の郷土博物館論と郷土教育を重ねて論じた研究は、新井重三<sup>5)</sup>、内川隆志<sup>6)</sup>、金山喜昭<sup>7)</sup>のものがある。

新井は、棚橋の郷土博物館論は、郷土教育と博物館のドッキングを試みたとし、それが有効に作用したことによって郷土教育は社会教育の中にも博物館を基盤にして浸透していった、と述べている<sup>8)</sup>。新井のこの結論は、郷土教育運動において設置が奨励された「郷土室」を「郷土博物館」と読み替えたことにより導き出されている。

内川は、明治期から昭和初期までの郷土教育の歴史を整理している。その中で内川は、棚橋は郷土教育の流行の時世を追い風に『郷土博物館』を発行しているが、当時奨励されていた小学校での郷土室の設置に対しては異議を唱えていることを指摘している<sup>9)</sup>。その異議とは、棚橋が学校ごとの郷土室には賛同していないこと、そしていくつかの学校によって共同して利用されるような地域範囲において、子どもだけではなく青少年や成人をも対象とした郷土博物館の設置を勧めたものであったことである。こうした棚橋の異議に注目することによって、内川は郷土博物館の原点は郷土室にあることを論じている。結論として、内川は、棚

橋が提唱した郷土博物館論の背景や論の展開にはあまり言及せず、学校教育における郷土教育の実践としての郷土室が、郷土博物館によって社会教育にまで拡張されたと捉えている。内川の見解は、棚橋の留学経験やヨーロッパからの影響に対して着眼せずに、郷土教育運動の中に位置づけたために、棚橋の郷土博物館論を歪曲してしまっている<sup>10)</sup>。

金山は内川の研究をふまえた上で、棚橋の郷土博物館論について、郷土教育を「主情的郷土教育論」と「客観的主知的郷土教育論」の2系統と類型化する海後宗臣らの研究<sup>11)</sup>を用いて分析している。その結果、棚橋の郷土博物館論は、初期は「主情的郷土教育論」であったが、満州事変後の1932年を境に、社会教化や地域経済の振興を目的理念とした「客観的主知的郷土教育論」をも内包するものとなったと論じている。そして棚橋の郷土博物館論には、あらゆる面で国民教化策に収斂化を図るという当時の国策が影響している、と考察している<sup>12)</sup>。また、内川による郷土教育の対象の拡大という評価についても、「国民教化策がとってきた、学校現場→社会に拡大する方針と類似するもの<sup>13)</sup>」と解釈を加えている。

新井、内川、金山は、いずれも当時の郷土教育運動の潮流に沿った形で棚橋の郷土博物館論を説明している。しかし郷土室に対して異議を唱えた郷土博物館論は、当時の郷土教育運動と同じ系譜として位置づけられるものではないのである。つまり、棚橋の郷土博物館論には、当時の郷土教育運動とは異なる特有の意図があった。

## 1. 博物館法と棚橋源太郎

### (1) 博物館法の特徴と着眼点

日本の博物館は、1951年の博物館法によって制度化された。博物館法第2条、第3条では、博物館の目的や事業を規定している。伊藤寿朗はこれらの規定について、博物館法成立過程の観点から「欧米の博物館法制が設置条例程度の主に財政保障などに限定されているのに比較し、国家法として世界的に例を見ないほどに完結された性格を持っている<sup>14)</sup>」と述べている。伊藤は、このように法制定当時の時代背景を考察しながらも、その第2条、第3条に規定される博物館の目的や事業を実現すべきものとして解釈し<sup>15)</sup>、1980年代に平塚市博物館をはじめとす

る実践を「地域博物館論」として理論化した。伊藤の地域博物館論とは、博物館が地域社会や市民との関係のもとに資料の価値づけや事業を行いながら、市民の地域課題・生活課題への取り組みを育み、支えていこうとするものである。

伊藤は地域博物館論の理論的根拠として、特に博物館法第3条第1項第3号(以下、3条3号と略す)に注目している。3条3号では博物館の事業のひとつとして、「一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導などを行い、または研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること」と述べられている。博物館法成立過程<sup>16)</sup>をたどると、3条3号が出現したのは第1草案の「博物館動植物園法」である。したがって、3条3号には「博物館動植物園法」を執筆した棚橋源太郎の博物館理論が反映していると考えられる。

## (2) 博物館法と棚橋源太郎

博物館法成立過程では、国会に上程される博物館法案の作成段階において、日本博物館協会(以下、日博協と略す)と文部省が相互の意見を主張する形で、7つの草案がやり取りされている。日博協の主張は、国立博物館を中心としながら公立博物館との相互連関を構想した博物館体系を明確にすることで、教育機関としての博物館機能の充実化を図るものであった。それに対し文部省の主張は、社会教育法や文化財保護法などの関連法を考慮し、個々の博物館に焦点化しながら行政との関係を規定するというものであった。結果的に両者間の議論は堂々巡りに過ぎず、日博協が文部省の主張に擦り寄る形で一本化され法制定に至った。

しかし、3条3号の理念は第1草案から登場し、文言の変化や項目の減少を伴いながらもすべての草案に継承されている。3条3号の出発点である博物館法の第1草案「博物館動植物園法」は、棚橋源太郎(1869-1961)が執筆したものとされている<sup>17)</sup>。

棚橋源太郎は、実物教授を推奨した理科教授法の研究者であったが、1906年に東京高等師範学校附属東京教育博物館<sup>18)</sup>の主事<sup>19)</sup>の兼務を命ぜられたことから、博物館に関与するようになった。後に2度の欧米留学経験をいかし、東京教育博物館や赤十字博物館において先駆的な博物館活動を行った。また、『眼に訴へる教

育機関<sup>20)</sup>や『郷土博物館』の刊行を通じて、戦前の博物館の理論的検討を試みる先駆けとなった人物であり、教育学をふまえた博物館研究者としては唯一の論者であった。さらに、1928年に博物館事業促進会<sup>21)</sup>を創設し日本の博物館の普及と定着の促進を試みるとともに、博物館法令化を主張した。戦後になっても博物館法制定への関与、国際博物館会議（ICOM）への参加など、博物館行政や実践に深く関わっていた。このように、棚橋は1900年代から1960年までのおよそ半世紀にわたり、教育機関としての博物館論を主張し、日本の博物館界のオピニオンリーダー的な存在であり、博物館政策と博物館活動に強く影響を与えた人物である<sup>22)</sup>。

## 2. 郷土教育運動における棚橋源太郎の郷土博物館論の位置

### (1) 郷土教育運動

棚橋が郷土博物館論を唱えた1920年代後半から1930年代にかけての日本の教育界では、郷土教育連盟の結成や文部省の方針によって郷土教育運動が全国的な広がりを見せた<sup>23)</sup>。

1927年、文部省は全国の師範学校附属小学校を中心として「郷土教授ニ関スル件」の照会を実施した。それを皮切りに、1930、1931年の「郷土研究施設費」の交付、1932年からの「郷土教育講習会」など、郷土教育に関わる施策を次々と実施している。1932年、当時の文部省普通学務局長武部欽一は、郷土教育講習会での講演「郷土教育の本義」において、郷土教育が盛んに唱えられるようになった要因として、「近年経済上並に思想上から生ずる不安動揺を安定するが為に役立つ教育は、従来の主知的な教育の意では効果の少ないこと」を挙げていたという<sup>24)</sup>。文部省における1930年前後の郷土教育の方針が、郷土について教育することを目的とするものであったことがわかる。

1930年11月に、郷土教育および郷土研究を鼓吹・普及するための団体として郷土教育連盟が設立された。この郷土教育連盟は、刀江書院社長の尾高豊作が中心となり、小田内通敏や柳田國男などが関与して、雑誌刊行や出版活動などがなされている。

1930年代前後、郷土教育に関する研究や論文が急激に増加していることも指摘

される。宮原兎一は、明治末期から第2次世界大戦末期に至る郷土教育を主とした著書・論文・師範学校研究物をリストアップし、その傾向を指摘している<sup>25)</sup>。宮原によれば、1931年、1932年の論著が極めて多く、師範学校の郷土研究物も出版され始めていること、その背景には、郷土教育施設費の交付があったことを述べている。また宮原は、郷土教育連盟は社会改革としての郷土教育を主張しているという点で、当時の社会・教育に対するインパクトが特に強かったことを考察している。全国の師範学校における郷土研究の重視は、後に国民教育の教授者となる若手教師の育成に結びつき、郷土教育が小学校を中心に浸透していったと考えられる。

一連の郷土教育運動の具体的事業として強く主張されたのが、学校内の郷土室の設置であった。郷土研究施設費の使途に関する通牒<sup>26)</sup>では、学校に使用していない教室や適当な場所があるときは、なるべく郷土研究室として整備すること、郷土研究の資料を購入または作成する費用とすること、資料の購入・作成のための旅費として使用してもいいことなどが述べられている。ここから、学校ごとに資料を収集し、それを陳列・研究する環境を整えることを指示されていることがわかる。また、郷土室の設置の動きは全国的なものであり、その実践報告も見られる<sup>27)</sup>。これらを鑑みると、郷土室の設置が、学校において郷土教育を具体化させる装置であったことがうかがえる。

## (2) 棚橋源太郎の郷土博物館論と郷土教育運動の差異

ヨーロッパから帰国後、棚橋は、ドイツ・フランス・イギリスなどの経験や見聞をふまえて、郷土教育運動の母体となった出版社である刀江書院から『郷土博物館』の刊行や、雑誌『郷土<sup>28)</sup>』『博物館研究<sup>29)</sup>』などの論文掲載を通じて、郷土博物館論を展開している。

ところが、棚橋の郷土博物館論は、当時の郷土教育運動と主張が異なっていた。棚橋の郷土博物館論と郷土教育運動における差異を検証すると、次の3点が挙げられる。

1 点目に、師範学校さらには小学校における、使用していない建物または教室を使つての郷土館、郷土室の設置の是非についてである。文部省は、郷土館また

は郷土室を設置し、郷土に関する資料を収集するなどの事業を行うことで郷土教育を具体化することができるとして、これを奨励していた<sup>30)</sup>。郷土室の整備は、1930年に交付された「郷土研究施設費」の使途の中心であったと読み取ることができる。しかし、棚橋は、郷土室の設置について、アメリカの初等学校内に設けられている「学校博物館」についての議論を例に出し、次のように述べている。

永く同じ物を教室内または学校内に陳列し、生徒が勝手に出入りができるようにして置くことは、徒に生徒の興味を殺ぎ彼らが研究心を鈍らすに過ぎないのである<sup>31)</sup>

つまり、児童が常時出入りできることによって、陳列品に対する児童の好奇心の希薄化につながる。加えて、そのような陳列のみを行う部屋をおのおのの学校で整備することは経済的ではない、として批判している<sup>32)</sup>。この、「学校博物館」の無用性については、棚橋は「北アメリカの経験<sup>33)</sup>」と称して日本の学校における郷土室の設置への反論の根拠とし、以後もくり返し主張している。

2点目に、郷土教育はその対象を学校教育にとどめてきた。しかし棚橋は、「地域の中心的な社会教育機関」である郷土博物館を母体として、一貫して社会教育も対象に含めていることである。したがって、教育の対象も、子どもだけでなく青年、婦人といった成人におよび、地域における教育活動の実践を提示している。

3点目に、郷土博物館論が社会教育にまで拡大していたことと関わって、郷土教育の「郷土」が意味する範囲が、郷土教育運動と異なっていた。具体的には、郷土教育運動では、学校教育に主眼がおかれていたため「郷土」は小学校を中心とした地域であったと想定できる<sup>34)</sup>。この傾向は、学校ごとの郷土室の設置にも見られるが、棚橋によると、それは経済上不可能であると述べている。棚橋が郷土博物館の対象とする「郷土」は、次節で考察するように、市町村、場合によっては郡・府県まで広がる範囲として捉えられていた。

このように分析すると、郷土教育運動と棚橋の郷土博物館論とは、「郷土室の設置」「教育の対象」「郷土が指し示す範囲」という点で、大きな差異が生じている。しかしこれらは、郷土教育運動と郷土博物館論のどちらにおいても非常に重要な柱であるといえ、2つの潮流の相違を表すことになろう。したがって、棚橋の郷土博物館論は、郷土教育運動に時期的にも重なり、また民間の運動母体である刀

江書院とも関係を持ち、同じ「郷土」と「教育」をキーワードとしながらも、それぞれの根底では異なる理論を展開していったと言える。言い換えれば、郷土博物館論は、郷土教育運動の影響を受けながら、異なる筋道を構築していったのである。

### 3. 郷土博物館設置の構想

#### (1) 「郷土」があらわす地域レベル

棚橋は、郷土博物館について「Heimattmuseum（ドイツ語）」、「home museum（英語）」<sup>35)</sup>と訳しており、その概念も欧米の理論や実践をもとにしている。そして郷土博物館の指す「郷土」について、棚橋は、次のように説明をしている。

普通の意味に於ける郷土概念は、少年時代に居住し成長した土地を中心に、屢ば来往した郡府県までぐらいの地域内に於ける自然的環境との接触並に社会的生活に於いて受けた幾多の刺激体験から成り立つもので、深く脳裡に固着して、終生忘ることができないのである。<sup>36)</sup>

「郷土」は、人間の成長発達につれてその範囲が広がるため、単位として町村になることもあるし、郡府県まで広がることもありうる。したがって郷土博物館が資料の対象、または来館者の対象とする範囲は、場所によって様々であると述べている。しかしこの考えを延長させると、成長するに従って郷土が拡大し、いずれは国までも郷土になりうるということにつながる。棚橋は、この問題について、ドイツのボン市立博物館館長、レーネル博士の次のような考えを参照している。

今日独逸にある郷土博物館には、種々の型のものがある。(中略-引用者) これ等は市町村博物館(Ortsmuseum)、地方博物館(Territorialmuseum)および中央博物館(Zentralmuseum)の三つに大別することが出来る。この三種の博物館は、その設置の地域および目標には互いの違いがあっても、その本来の職能に至っては全く同一である<sup>37)</sup>。

これに対して棚橋は、次のように述べている。

(前略) 中央博物館の実例として、ベルリンの国立考古学博物館(Das prähistorische staatsmuseum in Berlin)、マインツの中央歴史博物館(Das



römisch-germanische Zentralmuseum)、ニュルンベルヒの国立歴史博物館 (Das germanische Museum in Nürnberg)などを挙げて居る一点には直に同意しかねる。勿論単にこれを中央博物館乃至国立博物館と称するに於ては、何の支障もないけれども、郷土博物館の一種と見做すことは頗る当を得ない。何故ならばこれら博物館に収容されている藏品は、一地方に止まらないで全独逸国から集められているからである。随て既に述べた通り教育上の見地からは、郷土の範囲を超越し、郷土博物館としての作用を為さないからである<sup>38)</sup>。

つまり、棚橋は、人間にとっての「郷土」は成長とともに拡大するが、教育的作用があるのは市町村、広くても郡府県までとしている。それにしたがって、郷土博物館も市町村を主領域としているが、場合によっては郡・府県までも拡大しようと考えている。そして棚橋の郷土博物館とは、その「郷土」を資料収集の対象、または利用者の対象としている。

## (2) 郷土博物館の設置条件

棚橋は、「郷土」があらわす地域レベルを示しながら、郷土博物館の設置に対して常に次の3つの条件をつけていた。

まずその1点目に、博物館管理者・運営者や学術的に素養のある専門家といった、専門職員の配置についてである。郷土博物館は、児童だけでなく勤労青年や成人の社会教育及び専門家の研究にも利用されなければならない。そのためには、毎日公開すること、そして博物館経営法を習得した管理者が必要である<sup>39)</sup>。また、来館した団体や研究者に対し、陳列品の説明ができる専門員を配置しなければならないとしている<sup>40)</sup>。専門員については、欧米における博物館の視察で出会った人々を「キューレーター (学芸委員)<sup>41)</sup>」や「博物館教師 (ミュージアムインストラクター)<sup>42)</sup>」と呼んでいる。

2点目に、博物館は貴重な資料・高価な資料も所蔵しているため、その施設がたとえ小さくても不燃性のものにしなければならないということである。これは、関東大震災によって当時棚橋が館長を勤めていた御茶ノ水の東京博物館を全焼させ、貴重な資料をすべて焼失してしまったという、棚橋の経験に基づいてい

ると考えられる。また、実際の出来事として遠野郷土館の炎上<sup>43)</sup>を持ち出し、不燃性にできないような財力がなかったり、もしくは、たとえ財力があり不燃性の立派な郷土博物館が設置できたとしても、費用対効果が得られないような小さな町では設置すべきではない、と主張している。

そして、上記2点をクリアさせることができる「郷土」の指標として、「人口1万人以上」の郡市町村という指標を提示しているのである。これが3点目である。この「人口1万人以上」は、イギリスの制度に基づいている。棚橋によると、イギリスでは当時、人口1万人以下の小都市において税金で維持する公立博物館を設置することは、法律で認められていなかったという<sup>44)</sup>。棚橋は、このイギリスの法規を根拠に、日本においても、人口1、2万人以上の都市に博物館を設置すべきであると述べている<sup>45)</sup>。

#### 4. 郷土博物館の機能

##### (1) 郷土博物館が持つ3つの役割

棚橋は、郷土博物館が持つ役割として、「学校の補助機関」「地域の社会教育機関」「特別な専門家にとっての研究機関」の3つを提示している。

まず1つ目に、郷土博物館は学校の補助機関であるということである。郷土博物館は、学校では収集・陳列できないような高価な資料、貴重な資料も保存することができる。そのため、地域に郷土博物館を設置し、多数の学校が共同して利用すべきである、と論じている<sup>46)</sup>。そして、教授内容にそって博物館を訪ねること、博物館において講義室、陳列室、幻燈などを用い、専門員によって説明を受けることで、学習効果が得られるとしている。さらに、博物館までが遠路であり容易に行くことができない場合は、博物館から学校に資料の貸し出しを行うように、専用の自動車を用意できることが望ましいと述べている<sup>47)</sup>。

2つ目に、地域の社会教育機関としての郷土博物館である。郷土博物館は資料を陳列するのみではなく学校卒業後の教育機関として、大講義室、研究室、幻燈室、映写室、実験室などを設け、学術的に素養のある専門員を配置して教育にあてる。さらには、講演会・講習会・地元の偉人の記念祭の開催、文化の創造、趣味・娯楽の場とすることが必要であるとしている<sup>48)</sup>。そのため、特別展示室、会

議室などは各種展覧会や青年会、婦人会などの集まりの場としても利用できるようにすべきである、と触れている<sup>49)</sup>。社会教育における郷土博物館の使命は、「特に公民としての教養、愛郷土精神の養成を重点として、地域の発展、民風の作興、家庭生活の改善、産業の発展に寄与すること<sup>50)</sup>」であると論じている。

そして3つ目に、郷土博物館は「特別な専門家にとっての研究機関」でもある。ここで「特別な専門家」が誰を指すのかは、棚橋によって具体的には表現されていない。しかしそれを解明する手がかりとして「郷土博物館の研究機能」に注目したい。郷土博物館の研究機能には、2種類が明示されており<sup>51)</sup>、ひとつは現在でも同様に扱われる、博物館に従事する職員・専門家による資料の収集、調査研究である。そしてもうひとつが、地方の専門家や青年・成人の研究活動の支援である。

棚橋は、博物館がもつ研究機能のうちの2つ目の、地方の専門家や青年・成人の研究活動の支援について、ヨーロッパの博物館を引きあいに出して次のように説明している。

欧羅巴の地方博物館の中には、地方独特の工芸品を中心にこれに関連した工芸資料を蒐めて居るのが少なくない。斯の種の博物館はその地方特産工芸品の改良は勿論、一般産業の発達上に非常な貢献をして居る。地方人で何か新らしい発明創作を企てるならば必ず先づ博物館へ出かけるのである<sup>52)</sup>。

(博物館は－引用者) 研究に熱心な篤志者に対しては普通の見物人以上の特別扱をなし、相当貴重なものまで、惜しげもなく出して呉れる。尚博物館に依つては、その方面に素養のある館員が居て指導をし研究を助けて呉れる<sup>53)</sup>。

このような事例から、日本の郷土博物館への提起として、次のように述べている。

地方の所在地には、(中略－引用者) 学芸の研究や公益を目的にする諸団体、並びに実業組合・婦人会・公民会・男女青年団と言ったような地方産業の発達、家庭生活の改善、または修養を目的とする種々な団体があろう。地方博物館はそう言う団体と、常に親密な連絡を取らなければならぬ。そして彼らに会合の室を貸し与え、収集品を開放して研究上の便宜を計らなければならぬ。同時にまたその研究を適当に指導して、これを完成させ、地方産業の発展・福利の増進に寄与せしめることに努力しなければならぬ<sup>54)</sup>。

つまり、郷土博物館では研究活動の場を提供し、また必要な専門的助言・援助を与えること、さらに学術・文化団体や地域団体の研究活動を支援することを述べている。そして、棚橋のいう「特別な専門家」もまた、明確な研究課題を持って博物館を利用する者を指し、その中にはプロフェッションとしての専門家だけではなく、青年や婦人といった地域住民も含める。そしてそれらの研究活動の場として郷土博物館を位置づける、と解釈できる。

これらの3つの機能をふまえ、棚橋は、郷土博物館の種類別分類<sup>55)</sup>は「普通博物館 (general museum)」でなければならない、と述べている<sup>56)</sup>。すなわち「郷土的特色の特に濃厚なもの」として、郷土の歴史、考古、土俗、工芸、美術、人文方面、科学、産業まで広がるものでなければならない。そしてそこでは、「郷土の美点ばかりでなく、短所も提示し、地域の問題を改善していくことが必要<sup>57)</sup>」である。その一方で、「偏狭な愛郷心にとらわれ、保守退嬰に陥らしめぬよう、社会の趨勢に顧み時代の要求に即した社会教育を行<sup>58)</sup>」うこと、つまり、郷土の過去・現状ものだけでなくそこに発展的な資料の収集や展示を行うことによって、郷土の経済的発展、地域文化の発展に役立てることをも加えて述べているのである。

このように棚橋が描いた郷土博物館論は、学校教育での機能、社会教育での機能、そして研究機関としての機能を明確に提示したものであった。そして子どもだけではなく、青年や婦人といった地域での生活や産業を担う成人の教育・研究機関であるための具体的方策を論述している。なかでも注目されることは、棚橋の主張する郷土博物館論には「婦人会、青年会の学習の場として会議室などを提供する」「博物館職員は、地域住民の研究活動を支援する」「地域の文化・伝統を創造したり継承したりする」といった内容も含んでいることである。棚橋は、郷土博物館を提唱する中で、「郷土」における成人の研究活動の場を設置し、地域社会・生活・産業の充実化を推進することを想定していたと捉えられる。

## (2) 郷土博物館論に見られる棚橋源太郎の構想と限界

棚橋は、郷土教育運動に関わりながらも郷土室の設置を批判し、独自の郷土概念を用いた郷土博物館論を展開した。この郷土博物館論における棚橋の主張につ

いて、棚橋が経験した欧米の博物館実践からの影響に関し考察することにした。  
い。

棚橋の郷土博物館論は、前述したように、2度目の留学を終えた1926年以降に見られる。しかし、それ以前に郷土博物館のような地域社会を対象とした小規模の博物館を構想していなかったわけではない。棚橋は留学以前に、国立専門博物館論を唱える中で次のように述べている。

斯くの如く中央博物館の建設完成を期すると同時に又地方博物館の施設経営にも大いに努力しなければならぬと思います。これは主としてその府県なり都市の民衆教化を目的とすべきもので、自然その地方に於ける地方的色彩を濃厚にし地方博物館としての特色を発揮すべきものであります<sup>59)</sup>。

つまり、地方の博物館は国立のような専門分野別ではなく、地方の特色を総合した博物館でなければならないとし、その地方の文化の中心となる教育機関とすべきである、と述べている。しかし、この時点ではまだあくまで国立の博物館と対になるものとして論じられたのみであり、具体的な事業に言及することはなかった。

その後、棚橋が博物館研究を目的として2度目に訪れたヨーロッパ、特にドイツは、おりしも、第1次世界大戦が終わり郷土の復興、教育の郷土化・地方化が進められ、郷土博物館が地域の身近な大衆の教育機関となっていた<sup>60)</sup>。棚橋はドイツ、そして欧米全土に広がるこの小規模の博物館理論を日本に持ち込んだ。すなわち、ヨーロッパに普及していた小規模博物館を棚橋がそれまで構想していた地方博物館の具体的な活動例とし、帰国後に郷土博物館論として主張したのである<sup>61)</sup>。その中で棚橋は、欧米の博物館、特にドイツの郷土博物館やイギリスの地方博物館をモデルとし、人口1万人以上といった博物館の設置規準を提示している。一方で、その規準に該当する当時の日本の市町村数は656であり<sup>62)</sup>、博物館的施設まで含めたものとしてもその数は300前後であった<sup>63)</sup>。

また、棚橋は学校における郷土室の設置ではなく、学校から独立した地域の教育・研究機関としての郷土博物館論を展開した。これについて、国立専門博物館論とも結びつけて考えると、博物館をひとつの教育機関体系として構築し、日本全体に道府県・市町村レベルで展開・定着させようと考えたと捉えられる。

しかし、棚橋の郷土博物館論は日本全土の多くを占めていた貧しい農村社会の実態に目を向けたものではなかった。そのため、棚橋の郷土博物館論は十分に展開し得なかったという限界があった。

## おわりに

本稿では、1930年前後に見られる棚橋源太郎の郷土博物館論を明らかにしてきた。ドイツ・イギリスの博物館論に影響を受けた棚橋は、当時隆盛していた郷土教育運動で推奨された郷土室の設置に異議を唱えていた。そして人口1万人以上の郡市町村に郷土博物館を設置し、所蔵資料を利用しての知識を教授することや、専門職員を配置し地域住民の学習・研究活動の支援を行うことを提唱した。それはつまり、郷土博物館を学校教育の補助機関としてだけではなく、地域の社会教育機関、身近な研究機関として機能させることであった。

なかでも、棚橋による郷土博物館を地域の身近な研究機関とする考え方には、郷土博物館が地域の研究活動の場として、地域住民に資料だけでなく博物館に設けられた講義室・会議室・図書室などをも開放すること、専門職員によって研究活動の促進や支援が行われることが述べられていた。このように、郷土博物館は地域社会や生活、産業の充実化を推進するための研究活動の場として構想されていたのである。

これまで論じてきた棚橋の郷土博物館論は、現在施行されている博物館法のもとになっている第1草案「博物館動植物園法」において、博物館の事業、博物館体系、職員、施設構造について大きく投影された。しかし、博物館法は草案が重ねられる過程で、相違が見られた文部省案と日博協案の主張のすりあわせにより、棚橋の意向が読み取りにくいものとなっていった。伊藤が地域博物館論を論じる中で注目した3条3号を棚橋の郷土博物館論を考察した上で解釈すると、地域住民が豊富な資料を利用しながら地域生活に関わる研究活動を行う場として機能する博物館を実現させる、といった理念として理解することができる<sup>64)</sup>。そして、博物館活動に今日求められている地域住民にとっての研究活動の場という理念の原点として、棚橋の郷土博物館論を位置づけることができる。

註

- 1) 地域博物館論は、伊藤寿朗「地域博物館論－現代博物館の課題と展望－」（長浜功編『現代社会教育の課題と展望』、明石書店、1986、pp.233-296）ではじめて明文化されているが、その後も伊藤の主張として肉付けされていった。なお、伊藤の博物館研究には地域博物館論と関わって、博物館史研究、博物館法制度研究といったものが見られる。伊藤「日本博物館発達史」伊藤寿朗・森田恒之編著『博物館概論』、学苑社、1978、伊藤「博物館法の成立とその時代－博物館法成立過程の研究－」『博物館学雑誌』第1巻第1号、全日本博物館学会、1975ほか。
- 2) 各地の博物館で、「市民学芸員」といった制度により研究活動の組織化を図ったり、施設内に市民の活動スペースを設けるといった動きが見られる。例えば、滋賀県立琵琶湖博物館の「はしかけ」制度は、登録された専門グループと興味関心を探究しようとする利用者を結びつけるものである。活動メンバーを指す「はしかけさん」の研究は、博物館と共催の交流事業や研究成果としての蓄積につながっているという。（『月刊ミュゼ』VOL.71、アム・プロモーション、2005.7、p.15）また、那須野が原博物館（栃木県西那須野町）では、平成16年度の開館に際し「子どもから高齢者までが集い学べる博物館」を目的のひとつにすえ、学習交流スペースとして研修室・体験学習室・団体活動室・会議室・和室などを備えた施設づくりをしたという。（金井忠夫「地域とともに歩む那須野が原博物館の試み」『博物館研究』第39巻第8号、日本博物館協会、2004.8、pp.6-8。）
- 3) 棚橋はこの2度目の留学について、フランスへ行ったことを証言している。（棚橋源太郎・宮本馨太郎『棚橋先生の生涯と博物館』、六人社、1962、p.52。）しかし棚橋が使用したパスポートからは、社会教育調査員囑託の肩書きでフランスのほか、ドイツ、オーストリアにも入国していることが分かる。
- 4) 棚橋源太郎『郷土博物館』、刀江書院、1932。（伊藤寿朗監修『博物館基本文献集』第2巻、大空社、1991に再録。）
- 5) 新井重三「郷土教育と博物館」『博物館研究』第13巻第8・9号、日本博物館協会、1978、pp.21-24。
- 6) 内川隆志「郷土教育の変遷Ⅱ－昭和初期の郷土教育と博物館－」『國學院大學博物館学紀要』第19輯、1994、pp.1-9。
- 7) 金山喜昭『日本の博物館史』、慶友社、pp.137-160。
- 8) 新井、前掲書5）、pp.22-23。
- 9) 内川、前掲書6）、pp.7-8。
- 10) 内川はまた、棚橋の郷土博物館論を地域博物館の基礎理論としているが、内川がもつ地域博物館の捉え方について論じられていないため、系譜として位置づく根柢があいまいである。

- 11) 海後宗臣、飯田晁三、伏見猛弥「我が国に於ける郷土教育の發達」『教育思潮研究』6卷1号、1932、pp.213-214。海後らの2類型とは、「郷土の直感教授を行ひ、これを地理、歴史、理科、国民科等の初歩教授となし、兼ねて郷土の理解を深め、愛郷土心を養ふ」郷土教授と、「直感基礎教授の意味を離れ、郷土に関する理解を深め、郷土を愛し、郷土を發展せしむることを目的とする」郷土教育である。これらの分類について、金山は、前者を「客観的主知的郷土教育(客観的郷土教育)」、後者を「客観的主情的郷土教育(主情的郷土教育)」としている。(金山、前掲書7)、pp.138-143。)
- 12) 金山、前掲書7)、pp.149-151。
- 13) 同上、p.151。
- 14) 伊藤寿朗「博物館法の成立とその時代－博物館法成立過程の研究－」『博物館学雑誌』第1巻第1号、全日本博物館学会、1975。しかし伊藤は同時に、目的と事業の規定は積極的な意味だけではなく、それらによって描かれる博物館モデルを提示することで、国家至上主義と国家によらなければ振興し得なかつたという博物館の貧困な状況を反映していたということも言及している。
- 15) 伊藤寿朗「現代博物館考」『調査季報94』、横浜市企画財政局都市科学研究室、1987、pp.23-25。なおこの博物館法の解釈については、伊藤の死後にまとめられた、伊藤寿朗『市民のなかの博物館』(吉川弘文館、1993、pp.181-184)に再録されている。
- 16) 博物館法は、国会に上程後大きな議論の混乱はなく、10日ほどで公布されている。(国会会議録より。<http://kokkai.ndl.go.jp/>、2005.11.10。)その国会に上程される法案の作成段階では、文部省と日本博物館協会が相互の意見を主張する形で、7つの草案がやり取りされている。本稿において、博物館法成立過程に関する資料は『社会教育法制研究資料XIV』(日本社会教育学会社会教育法制研究会、1972)を使用した。
- 17) 棚橋は「博物館動植物園法」に関し、次のように述べている。「戦後、私が作った案を和田君(当時日博協常任理事で、前文部省美術研究所員の和田新のこと－引用者)が清書して、西田さん(引用文献p.104をふまえ、文部省社会教育局長に1949年から1952年に在任した西崎恵のことを指していると推測できる－引用者)のところに持っていったんです。…」(棚橋・宮本、前掲書3)、pp.99-100。また、当時、文部省社会教育施設課文部事務官であった川崎繁は、「当時の博物館協会常任理事の棚橋源太郎先生が、自らの執筆にかかる博物館法原案を文部省に持参された。」と振り返る。(川崎繁「博物館法の思い出」『博物館研究』第14巻第2号、日本博物館協会、1979、p.17。)
- 18) 1871年に開館した文部省博物館を源流としており、1886年から1914年まで東京高等師範学校附属となっていた。その後、東京博物館、東京科学博物館と変遷し、現在は国立科学博物館となっている。
- 19) 館長に相当。歴代の主事には、千本福隆、谷本富、中川謙二郎、朝夷六郎、本荘太郎が兼務したが、1902年以降は欠員となっていた。



- 20) 棚橋源太郎『眼に訴へる教育機関』、宝文館、1930。(伊藤寿朗監修『博物館基本文献集』第1巻、大空社、1991に再録。)
- 21) 1932年より財団法人となり、日本博物館協会に改称。
- 22) 棚橋の略歴は、棚橋・宮本、前掲書3)、棚橋源太郎「人間の運命－何の因縁、動機で私の境遇は作られたか－」(『教育週報』、1937.11.13)、宮崎惇『棚橋源太郎－博物館にかけた生涯－』(岐阜県博物館友の会、1992)を主に参照してまとめた。
- 23) 郷土教育の底流は、地理・歴史・理科の教授、またはそれらから独立して「郷土科」を開設する、というように、明治後期から存在している。昭和初期の郷土教育の特徴として、外池智は、師範学校を中心対象とし、官民ともに取り組むことで、「全国的」に「一般化」された運動であることを述べている。そしてそれは、実物教授を基礎として、先駆的教育者や師範学校附属小学校などに限って行われた、明治後期の郷土科とは性質が異なるとしている。外池智『昭和初期における郷土教育の施策と実践に関する研究－『総合郷土研究』編纂の師範学校を事例として－』、NKS出版、2004参照。
- 24) 小田内通敏「総合郷土研究に基づく郷土教育」、『文部時報』第572号、1937、pp.81-82。
- 25) 宮原兎一「郷土教育研究史序説」『東京教育大学教育学部紀要』第13巻、1967、pp.23-28。
- 26) 小田内、前掲書24)、p.83-84には、1930年7月23日に道府県に通牒された、7箇条からなる「郷土教育施設費支出標準」が転載されている。
- 27) 棚橋や柳田が寄稿している『農村教育研究』第2巻第1号(郷土館号)には、三重県や長崎県、秋田県の小学校における郷土室の報告がなされている。
- 28) 1930年から郷土教育連盟が刀江書院より発刊した。その後、『郷土科学』『郷土教育』と雑誌名称を変更している。
- 29) 博物館事業促進会の刊行。
- 30) 外池、前掲書23)、pp.129-131。
- 31) 一記者「学校教育と博物館」『博物館研究』第1巻第2号、博物館事業促進会、1928。本文では著者が「一記者」となっているが、後に棚橋自らの論文「郷土博物館問題」(『博物館研究』第3巻第1号、博物館事業促進会、1930)の中で、「私が本誌第1巻第2号紙上の「学校教育と博物館」と題する一篇中に引用して置いた通り…」と述べているため、棚橋が著述したものと断定した。以下、本稿での引用文中において、該当する常用漢字がある場合にはそれを用い、旧仮名遣いは新仮名遣いにして表記した。また、必要に応じて、適宜句読点を補った。
- 32) このような批判は棚橋によって繰り返し述べられているが、なかでも次の論文は、その主張が明確である。棚橋源太郎「郷土博物館問題」『郷土－研究と教育－』、郷土教育連盟、刀江書院、1931。
- 33) 棚橋が学校博物館の無用性を主張する根拠としたのは、ワシントン政府教育局の機関

- 誌『スクールライフ』において掲載されたものであり、内容は引用文の通りである。
- 34) 郷土教育連盟と関係の深かった柳田國男は、昭和初期に民俗学を大成してきている。柳田および民俗学が説明する郷土教育運動とは「郷土についての研究」として、教育学でのそれと交錯点を持つ。民俗学においてもまた、郷土の実態範囲は、「鎮守・氏神の氏子圏や小学校の学区」とされている。福田アジオほか編『日本民俗大辞典』、吉川弘文館、2000参照。
  - 35) 棚橋、前掲書4)、p.13。
  - 36) 棚橋源太郎「郷土博物館の本質と職能」『博物館研究』第5巻第4号、日本博物館協会、1932。
  - 37) 棚橋、前掲書4)、pp.16-17。なおドイツ語表記についても、そのまま転記している。以下同じ。
  - 38) 同上、pp.16-18。
  - 39) この条件については、棚橋、前掲書4)、pp.186-188では、町村博物館は実現不可でも仕方ない、と述べている。
  - 40) 棚橋源太郎「郷土博物館問題」『博物館研究』第3巻第1号、日本博物館協会、1930。
  - 41) 棚橋、前掲書32)。
  - 42) 一記者、前掲書31)。
  - 43) 遠野郷土館は1924年1月に鈴木重男により設立されたが、1927年3月7日の遠野仲町の大火により焼失した。金山、前掲書7)、p.167および遠野市史編修委員会編『遠野市史』第4巻、1977、pp.27-28参照。
  - 44) 棚橋源太郎「郷土教育の一考察」『教育研究』第367号、初等教育研究会、1931、p.41。同様のことは棚橋、前掲書32)、40) などにも記されている。
  - 45) 棚橋が執筆した「博物館動植物園法」では、公立博物館の設置規準を示した第33条に同様の規定が見られる。
  - 46) 棚橋、前掲書32)。
  - 47) 棚橋、前掲書4)、pp.239-262。
  - 48) 棚橋源太郎「郷土博物館と社会教育」『博物館研究』第4巻第3号、日本博物館協会、1932。
  - 49) 棚橋、前掲書4)、pp.234-238。
  - 50) 棚橋、前掲書48)。
  - 51) 棚橋、前掲書4)、pp.225-234。
  - 52) 同上、p.235。なお『郷土博物館』の中では、郷土博物館と地方博物館の語意を分けている箇所もあるが、この研究機能に関する論述については同義であると捉えられる。
  - 53) 同上、p.236。
  - 54) 同上、p.239。

- 55) 博物館の種類別分類とは、人文科学系、芸術系、自然科学系といった博物館が扱う資料や研究についての学問分野別に分類したものである。棚橋が述べた「ゼネラル・ミュージアム」は、今日的には総合系または複合系に当てはまるものと考えられる。博物館の分類には他に、目的別分類（中央志向型、地域志向型、観光志向型）、制度別分類（登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設）などがある。伊藤寿朗・森田恒之『博物館概論』、国土社、p.10参照。
- 56) 棚橋、前掲書4）、pp.18-20。なお、棚橋はこれに並ぶものとして、「スペシャル・ミュージアム（特殊博物館、専門博物館）」を挙げている。
- 57) 棚橋源太郎「公民教育と郷土博物館」『公民教育』、1933。
- 58) 同上。
- 59) 棚橋源太郎「本邦将来の博物館施設」『教育時報』第1345号、1922。
- 60) 棚橋源太郎『博物館・美術館史』、長谷川書房、1957、pp. 70-75。
- 61) 棚橋は留学前には「郷土博物館」といった名称は使用しておらず、帰国後に見られる特徴であるため、ドイツのheimatmuseumの影響を受けていることが考えられる。
- 62) 棚橋が提示した「人口1万人以上」という基準について、日本の人口1万人以上の市町村は、全部で656であった。人口最大市町村が大阪市の2,453,573人、ついで東京市（当時の市域は、郡区町村編成法による府内15区で、麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、赤坂、本所、深川が該当する。『角川日本地名大辞典 第13巻 東京都』、角川書店、1978参照。）が2,070,913人となっている。また、全国の市や10~20町村で構成される郡レベルにおいて、すべて人口1万人以上であった。町村レベルでは、ほぼ9割がたが1万人未満である。すると、「人口1万人以上」という規模は、かなり広範な地域を対象とするものであったと捉えられる。内閣統計局『昭和五年 国勢調査報告』第5巻（市町村別人口）、1930参照。
- 63) 伊藤寿郎「日本博物館発達史」、伊藤・森田、前掲書55）、pp.129。
- 64) 生島美和「市民の研究活動の場としての博物館理念の考察－博物館法第3条第1項第3号の現代的解釈－」『日本社会教育学会紀要』第42号、日本社会教育学会、2006. 6に掲載予定。

# A Modern Meaning on Gentaro Tanahashi's Theory of Home Museum (Heimatmuseum): As a Basis of the Theory of Community Museum

Miwa OJIMA

The purpose of this paper is to consider Gentaro Tanahashi's theory of home museum (heimatmuseum) and to put it into the museology history that combines museum and community.

Most previous studies on the theory of home museum have been explicated along with the viewpoint of Kyodo Kyoiku Undo (Movement on Heimaterziehung). For it was in 1930 on thereabout that gained strength while Tanahashi came back from Europe and insisted the theory of home museum. His theory, however, must have some other different views from Kyodo Kyoiku Undo's, for example, that his objection to recommending to set up local education room in school.

Home museum contemplated by Tanahashi was independent from school and founded in the more than 10 thousand-populous municipality. It also needed to arrange local instruments and plenty spaces for activity, and post adequate professions. It could be thought that such home museum have the following functions; not only instructing children with instruments but also creating adult learning and culture and facilitating citizen's study to develop their life, community and industry.

Tanahashi's theory of home museum is still influential to activities in museum through the Museum Law. It would be rooted on the concept of facilitating citizen's study that demanded from today's community museum.